「富岳 NEXT」のための新建屋設計・施工・維持管理事業

設計・施工一括請負契約書（案）

2026 年 2 月

国立研究開発法人理化学研究所

「富岳NEXT」のための新建屋設計・施工・維持管理事業
設計・施工一括請負契約書（案）

1．事　　業　　名　「富岳 NEXT」のための新建屋設計・施工・維持管理事業

2．事　業　場　所　兵庫県神戸市中央区港島南町 7 丁目 1 番 1 号

3．履　行　期　間　●年●月●日　から
　　●年●月●日　まで

4．契　約　金　額　￥●●
　　(うち取引に係る消費税額及び地方消費税額　￥●●)
　　※消費税及び地方消費税は、消費税法（昭和 63 年 12 月 30 日法律第 108 号）及び地方税法（昭和 25 年 7 月 31 日法律第 226 号）に基づき計算した額とする。

5．契 約 保 証 金　第 4 条のとおり

上記の事業（以下「本事業」という。）について、国立研究開発法人理化学研究所（以下「発注者」という。）と［　　］、［　　］及び［　　］（以下、これらの企業を個別に又は総称して「構成企業」又は「選定事業者」という。）の間で締結された「富岳 NEXT」のための新建屋（以下「本施設」という。）設計・施工・維持管理事業基本契約書（以下「基本契約」という。）に従い、各々対等な立場における合意に基づいて、発注者と選定事業者のうち本施設の設計・施工・工事監理業務を担う企業（以下「受注者」という。）は、本事業における設計・施工一括請負契約（以下「本契約」という。）を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。発注者及び受注者は、本契約は、基本契約及び発注者と選定事業者のうち本施設の維持管理業務を担う企業との間で締結された本事業における維持管理業務委託契約書（以下、基本契約及び本契約と併せて「事業契約」という。）により不可分一体として本事業に係る事業契約を構成することを確認する。

本契約において用いられる用語の定義は、本文中において特に明示されているものを除き、基本契約において定義し、又は記載されたところによる。

本契約の締結の証として、本書●通を作成し、当事者が記名押印の上、各自 1 通を保有する。

年　　月　　日

発注者　　埼玉県和光市広沢 2 番 1 号
国立研究開発法人理化学研究所
契約担当役
経理・調達本部
調達部長

受注者
（構成企業）
所在地
商号又は名称
代表者名
（構成企業）
所在地
商号又は名称
代表者名

第 1 章　総則

第1条　（総則）

発注者及び受注者は、本契約に基づき、基本契約、公募資料等及び提案書（以下「基本契約等」という。）に従い、日本国の法令を遵守し、本契約を履行しなければならない。

2 発注者は、本契約締結後に、発注者から受注者へ要請すべき事項（本事業の審査委員会からの指摘を含む。）が生じた場合はその内容を直ちに受注者に通知するものとし、受注者は、その内容が公募資料等の内容やその趣旨から逸脱しない範囲の事項については、発注者の要請する事項にできる限り応じるよう努めなければならない。ただし、基本契約に定めた方法により公募資料等を変更した場合はその規定によるものとする。

3 本契約、基本契約、公募資料等及び提案書の内容が矛盾する場合、その適用における優先順位は、基本契約、本契約、公募資料等、提案書とする。ただし、発注者と選定事業者が協議の上、提案書の記載内容が公募資料等に優先することを確認した場合には、当該部分については提案書の記載が公募資料等に優先するものとする。

4 受注者は、本契約に基づいて次の各号に掲げる業務を、次の各号に定めるとおり、自ら又は協力企業をして本契約記載の履行期間（以下「履行期間」という。）内に完了させ（本契約に基づく受注者の業務の成果物及び工事目的物（新計算機棟及び事業地内に設置する付帯施設を個別に又は総称していう。以下同じ。）の引渡しも含む。）、発注者は、第 7 章の規定に従って、契約金額を支払うものとする。

(1)　第 2 章に定める調査業務
(2)　第 3 章に定める設計業務
(3)　第 4 章に定める施工業務（以下「工事」という。）
(4)　第 5 章に定める工事監理業務
(5)　第 6 章に定める関連業務

5 調査、設計、仮設、施工方法、工事監理その他前項に定める受注者の業務を完了するために必要な一切の手段（以下「施工方法等」という。）については、本契約及び基本契約等に特別の定めがある場合を除き、受注者がその責任において定める。

6 発注者及び受注者は、本契約の履行に関して知り得た相手方の秘密を他人に漏らしてはならない。本項に定める他、秘密情報については基本契約に従って取り扱うものとする。

7 本契約に定める催告、指示、請求、通知、報告、申出、承諾及び解除は、書面により行わなければならない。

8 本契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる言語は、日本語とする。

9 本契約に定める金銭の支払に用いる通貨は、日本円とする。

10 本契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる計量単位は、基本契約等に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成 4 年法律第 51 号）に定めるものとする。

11 本契約及び基本契約等における期間の定めについては、民法（明治 29 年法律第 89 号）及び商法（明治 32 年法律第 48 号）の定めるところによるものとする。

12 本契約は、日本国の法令に準拠するものとする。

13 本契約に関する訴訟又は調停の申立てについては、日本国の裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。

第2条　（関連工事の調整）

発注者は、本契約に基づく受注者の施工する工事及び発注者の発注に係る第三者の施工する他の工事が施工上密接に関連する場合において、必要があるときは、その施工につき、調整を行うものとする。この場合においては、受注者は、発注者の調整に従い、当該第三者の行う工事の円滑な施工に協力しなければならない。

第3条　（権利義務の譲渡等）

受注者は、本契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

2 受注者は、第 29 条に定める設計業務の成果物（未完成の基本設計図書及び実施設計図書（いずれも第 29 条で定義する。）並びに設計業務を行う上で得られた記録等を含む。）その他受注者が本契約に基づく業務を履行する上で得られた記録等、工事目的物並びに工事材料（工場製品を含む。以下同じ。）のうち第 40 条第 2 項の規定による検査に合格したもの及び第 54 条第 3 項の規定による部分払のための確認を受けたものを第三者に譲渡し、貸与し、又は質権若しくは抵当権その他の担保の目的に供してはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

第4条　（契約保証金）

受注者は、本契約の締結と同時に、次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。ただし、第 5 号の場合においては、履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を発注者に寄託しなければならない。

（1）　契約保証金の納付

（2）　契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供

（3）　この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払を保証する銀行又は発注者が確実と認める金融機関又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和 27 年法律第 184 号）第 2 条第 4 項に規定する保証事業会社をいう。以下同じ。）等の保証

（4）　この契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証

（5）　この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結

2 受注者は、前項の規定による保険証券の寄託に代えて、電子情報処理組織を使用する方法 その他の情報通信の技術を利用する方法（以下「電磁的方法」という。）であって、当該履行保証保険契約の相手方が定め、発注者が認めた措置を講ずることができる。この場合において、受注者は、当該保険証券を寄託したものとみなす。

3 第 1 項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額（第 8 項において「保証の額」という。）は、契約金額の 10 分の 1 以上としなければならない。

4 受注者が第 1 項第 3 号から第 5 号までのいずれかに掲げる保証を付す場合は、当該保証は第 64 条第 3 項各号に規定する者による契約の解除の場合についても保証するものでなければならない。

5 受注者は、第 2 項の規定にかかわらず、発注者が特に必要があると認めるときは、この契約の締結と同時に、この契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証（引き渡した目的物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）である場合において当該契約不適合を保証する特約を付したものに限る。）を付さなければならない。

6 前項の規定により受注者が付す保証は、第 56 条第 3 項各号に規定する契約の解除による場合

についても保証するものでなければならない。
7 第 5 項の場合において、保証金額は、請負代金額の 10 分の 3 以上としなければならない。
8 契約金額の変更があった場合には、第 1 項の場合においては、保証の額が変更後の契約金額の 10 分の 1 に達するまで、第 5 項の場合においては、保証の額が変更後の請負代金額の 10 分の 3 に達するまで、発注者は、保証の額の増額を請求することができ、受注者は、保証の額の減額を請求することができる。
9 受注者が、第 1 項第 2 号又は第 3 号に掲げる保証を付したときは、当該保証は契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、同項第 4 号若しくは第 5 号又は第 5 項に掲げる保証を付したときは、契約保証金の納付を免除する。

第5条　（一括委任又は一括下請負の禁止）
受注者は、調査業務、設計業務、工事監理業務及び関連業務の全部又は主たる部分を協力企業を除く第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、書面により発注者の事前の承諾を得たときは、この限りではない。
2 受注者は、工事の全部若しくはその主たる部分又は他の部分から独立してその機能を発揮する工作物の工事を一括して協力企業を除く第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

第6条　（下請負人等の届出）
受注者は、前条に基づいて本契約に基づく受注者の業務を協力企業を除く第三者に委託し、委任し又は請け負わせた場合、当該第三者（以下「下請負人等」という。）の決定後、発注者にその商号又は名称その他発注者が必要と認める事項を直ちに届け出なければならない（以下「下請負人等届出書」という。）。工事に関して施工体制台帳を作成した場合は、併せてこれを提出しなければならない。また、この場合、協力企業又は下請負人等による行為は、全てこれを本契約に基づく受注者の行為とみなし、受注者は、かかる協力企業又は下請負人等の行為について、発注者に対して一切の責任を負う。

第7条　（受注者の契約の相手方となる下請負人の健康保険等加入義務等）
受注者は、次の各号に掲げる届出をしていない建設業者（建設業法（昭和 24 年 法律第 100 号）第 2 条第 3 項に定める建設業者をいい、当該届出の義務がない者を除く。以下「社会保険等未加入建設業者」という。）を下請負人としてはならない。
(1)　健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）第 48 条の規定による届出
(2)　厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 115 号）第 27 条の規定による届出
(3)　雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）第 7 条の規定による届出
2 前項の規定にかかわらず、受注者は、次の各号に掲げる下請負人の区分に応じて、当該各号に定める場合は、社会保険等未加入建設業者を下請負人とすることができる。
(1)　受注者と直接下請契約を締結する下請負人 次のいずれにも該当する場合
イ 当該社会保険等未加入建設業者を下請負人としなければ工事の施工が困難となる場 合その他の特別の事情があると発注者が認める場合
ロ 発注者の指定する期間内に当該社会保険等未加入建設業者が前項各号に掲げる届出をし、当該事実を確認することのできる書類（以下「確認書類」という。）を、受注者が発注者に提出した場合
(2)　前号に掲げる下請負人以外の下請負人 次のいずれかに該当する場合
イ 当該社会保険等未加入建設業者を下請負人としなければ工事の施工が困難となる場合そ

の他の特別の事情があると発注者が認める場合

ロ 発注者が受注者に対して確認書類の提出を求める通知をした日から 30 日（発注者が、受注者において確認書類を当該期間内に提出することができない相当の理由があると認め、当該期間を延長したときは、その延長後の期間）以内に、受注者が当該確 認書類を発注者に提出した場合

3 受注者は、次の各号に掲げる場合は、発注者の請求に基づき、違約罰として、当該各号に定める額を発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

(1) 社会保険等未加入建設業者が前項第 1 号に掲げる下請負人である場合において、同号イに定める特別の事情があると認められなかったとき又は受注者が同号ロに定める期間内に確認書類を提出しなかったとき 受注者が当該社会保険等未加入建設業者と締結した下請契約の最終の請負代金額の 10 分の 1 に相当する額

(2) 社会保険等未加入建設業者が前項第 2 号に掲げる下請負人で ある場合において、同号イに定める特別の事情があると認められず、かつ、受注者が同号ロに定める期間内に 確認書類を提出しなかったとき 当該社会保険等未加入建設業者がその注文者と締結した下請契約の最終の請負代金額の 100 分の 5 に相当する額

第8条 （監督員）

発注者は、監督員を置いたときは、その氏名を受注者に通知しなければならない。監督員を変更したときも同様とする。

2 監督員は、本契約のほかの条項に定めるもの並びに本契約及び基本契約等に基づく発注者の権限とされる事項のうち発注者が必要と認めて監督員に委任したもののほか、本契約及び基本契約等に定めるところにより、次に掲げる権限を有する。

(1) 本契約の履行についての受注者若しくは受注者の使用人、基本契約に定める総括管理業務責任者、第 30 条に定める設計業務の管理技術者、第 35 条に定める現場代理人、主任技術者若しくは専門技術者又は第 46 条に定める工事監理業務の管理技術者に対する指示、承諾又は協議

(2) 本契約及び基本契約等の記載内容に関する受注者の確認の申出又は質問に対する承諾又は回答

(3) 設計業務の進捗の確認、設計図書（第 29 条で定義する。以下、本条において同じ。）の記載内容と設計業務の履行内容との照合その他本契約に基づく受注者の業務の履行状況の調査

(4) 基本契約等及び設計図書に基づく工事の施工のための詳細図等の作成及び交付又は受注者が作成した詳細図等の承諾

(5) 基本契約等及び設計図書に基づく工程の管理、立会い、工事の施工状況の検査又は工事材料の試験若しくは検査（確認を含む。）

3 発注者は、2 名以上の監督員を置き、前項の権限を分担させたときにあってはそれぞれの監督員の有する権限の内容を、監督員に本契約及び基本契約等に基づく発注者の権限の一部を委任したときにあっては当該委任した権限の内容を受注者に通知しなければならない。

4 第 2 項の規定に基づく監督員の指示又は承諾は、書面により行わなければならない。

5 発注者が監督員を置いたときは、本契約及び基本契約等に定める催告、請求、通知、報告、申出、承諾及び解除については、本契約又は基本契約等に定めるものを除き、監督員を経由して行うものとする。この場合においては、監督員に到達した日をもって発注者に到達したものとみなす。

6 発注者が監督員を置かないときは、本契約及び基本契約等に定める監督員の権限は、発注者に帰属する。

第9条　（特許権等の使用）

受注者は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利（以下「特許権等」という。）の対象となっている工事材料、施工方法等を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、発注者がその工事材料、施工方法等を指定した場合において、基本契約等に特許権等の対象である旨の明示がなく、かつ、受注者がその存在を知らなかったときは、発注者は、受注者がその使用に関して要した費用を負担し、受注者に損害が生じていた場合は、当該損害を賠償しなければならない。

第10条 （著作権の譲渡等）

受注者は、本契約に基づく受注者の業務の成果物（以下この条から第 13 条までにおいて単に「成果物」という。）又は成果物を利用して完成した建築物（以下「本件建築物」という。）が著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）第 2 条第 1 項第 1 号に規定する著作物（以下「著作物」という。）に該当する場合には、同第 2 章及び第 3 章に規定する著作者の権利（同第 27 条及び第 28 条の権利を含み、第 13 条において「著作権等」という。）のうち受注者に帰属するもの（同第 2 章第 3 節第 2 款に規定する著作者人格権を除く。）を当該成果物の引渡し時に発注者に無償で譲渡する。

第11条 （著作者人格権の制限）

受注者は、発注者に対し、次の各号に掲げる行為をすることを許諾する。この場合において、受注者は、著作権法第 19 条第 1 項又は同第 20 条第 1 項に規定する権利を行使してはならない。

(1)　成果物又は本件建築物の内容を公表すること。

(2)　本件建築物の完成、増築、改築、修繕、模様替、維持、管理、運営、広報等のために必要な範囲で、成果物を発注者が自ら複製し、若しくは翻案、変形、改変その他の修正をすること又は発注者の委託した第三者をして複製させ、若しくは翻案、変形、改変その他の修正をさせること。

(3)　本件建築物を写真、模型、絵画その他の媒体により表現すること。

(4)　本件建築物を増築し、改築し、修繕若しくは模様替により改変し、又は取り壊すこと。

2 受注者は、次の各号に掲げる行為をしてはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾又は合意を得た場合は、この限りでない。

(1)　成果物又は本件建築物の内容を公表すること。

(2)　本件建築物に受注者の実名又は変名を表示すること。

3 発注者が著作権を行使する場合において、受注者は、著作権法第 19 条第 1 項又は同第 20 条第 1 項に規定する権利を行使してはならない。

第12条 （受注者の利用）

発注者は、受注者に対し、受注者が本契約に基づく義務を履行するために成果物を複製し、又は翻案することを許諾する。

第13条 （著作権の侵害の防止）

受注者は、その作成する成果物が、第三者の有する著作権等を侵害するものでないことを、発注者に対して保証する。

2 受注者は、その作成する成果物が第三者の有する著作権等を侵害した場合において、第三者に対して損害の賠償を行い、又は必要な措置を講じなければならないときは、受注者がその賠償額を負担し、又は必要な措置を講ずるものとする。ただし、当該侵害が発注者の指示により生じたものであり、かつ、受注者が当該侵害の事実を知り得ず、当該損害発生につき無過失であるときは、発注者がその賠償額を負担し、又は必要な措置を講ずるものとする。

第14条 （履行報告）

受注者は、基本契約等に定めるところにより、本契約の履行について発注者に報告しなければならない。

第15条 （支給品及び貸与品）

発注者が受注者に貸与し又は支給する図面その他本契約に基づく受注者の業務に必要な物品並びに発注者が受注者に支給する工事材料及び貸与する建設機械器具（以下、発注者が受注者に支給するものを「支給品」といい、発注者が受注者に貸与するものを「貸与品」という。）の品名、数量、品質、規格又は性能、引渡場所及び引渡時期は、基本契約等又は設計図書（第29条で定義する。以下、本条において同じ。）に定めるところによる。

2 発注者又は監督員は、支給品又は貸与品の引渡しに当たっては、受注者の立会いの上、発注者の負担において、当該支給品又は貸与品を検査しなければならない。この場合において、当該検査の結果、その品名、数量、品質又は規格若しくは性能が基本契約等又は設計図書の定めと異なり、又は使用に適当でないと認めたときは、受注者は、その旨を直ちに発注者に通知しなければならない。

3 受注者は、支給品又は貸与品の引渡しを受けたときは、引渡しの日から7日以内に、発注者に受領書又は借用書を提出しなければならない。

4 受注者は、支給品又は貸与品の引渡しを受けた後、当該支給品又は貸与品の種類、品質、数量又は規格若しくは性能に関し、第2項の検査により発見することが困難であった基本契約等又は設計図書の定めに適合しない点があり使用に適当でないと認めたときは、その旨を直ちに発注者に通知しなければならない。

5 発注者は、受注者から第2項後段又は前項の規定による通知を受けた場合において、必要があると認められるときは、当該支給品若しくは貸与品に代えて他の支給品若しくは貸与品を引き渡し、支給品若しくは貸与品の品名、数量、品質若しくは規格若しくは性能を変更し、又は理由を明示した書面により、当該支給品若しくは貸与品の使用を受注者に請求しなければならない。

6 発注者は、前項に規定するほか、必要があると認めるときは、支給品又は貸与品の品名、数量、品質、規格若しくは性能、引渡場所又は引渡時期を変更することができる。

7 発注者は、前2項の場合において、必要があると認められるときは履行期間若しくは契約金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

8 受注者は、支給品及び貸与品を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

9 受注者は、基本契約等又は設計図書に定めるところにより、工事の完成、基本契約等又は設計図書の変更等によって不用となった支給品又は貸与品を発注者に返還しなければならない。

10 受注者は、故意又は過失により支給品又は貸与品が滅失若しくはき損し、又はその返還が不

可能となったときは、発注者の指定した期間内に代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えて損害を賠償しなければならない。

11 受注者は、支給品又は貸与品の使用方法が基本契約等又は設計図書に明示されていないときは、発注者又は監督員の指示に従わなければならない。

第16条 （基本契約等又は発注者の指示若しくは発注者と受注者との間で合意した内容と本契約に基づく受注者の業務内容が一致しない場合の履行責任）

受注者は、本契約に規定される調査業務、設計業務、施工業務、工事監理業務又は関連業務の内容が、基本契約等又は発注者の指示若しくは発注者と受注者との間で合意した内容に適合しないことを理由として、発注者がこれらに適合させるために必要な措置の履行を請求したときは、当該請求に従わなければならない。この場合において、当該不適合が発注者の指示によるときその他発注者の責めに帰すべき事由によるときは、発注者は、履行期間若しくは契約金額の変更又は費用の負担及び損害の賠償について受注者と協議して定める。

第17条 （本契約に基づく業務の中止）

工事用地等の確保ができない等のため又は暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他の自然的又は人為的な事象（以下「天災等」という。）であって受注者の責めに帰すことができないものにより工事目的物等に損害を生じ若しくは工事現場の状態が変動したため、受注者が本契約に基づく業務を履行できないと認められるときは、発注者は、本契約に基づく業務の中止内容を直ちに受注者に通知して、本契約に基づく業務の全部又は一部の履行を一時中止させなければならない。

2 発注者は、前項の規定によるほか、必要があると認めるときは、本契約に基づく業務の中止内容を受注者に通知して、本契約に基づく業務の全部又は一部の履行を一時中止させることができる。

3 発注者は、前 2 項の規定により本契約に基づく受注者の業務を一時中止させた場合、履行期間若しくは契約金額の変更又は受注者が本契約に基づく業務の続行に備え工事現場を維持し、若しくは労働者、建設機械器具等を保持するための費用その他本契約に基づく業務の一時中止に伴う増加費用を必要とし、若しくは受注者に損害を及ぼしたときは、必要な費用の負担及びその損害の賠償については、基本契約別紙 4 に準じるものとする。

第18条 （著しく短い工期の禁止）

発注者は、本契約に基づき施工業務の履行期間を変更するときは、工事に従事する者の労働時間その他の労働条件が適正に確保されるよう、やむを得ない事由により工事等の実施が困難であると見込まれる日数等を考慮しなければならない。

第19条 （受注者の請求による履行期間の延長）

受注者は、天候の不良、第 2 条の規定に基づく関連工事の調整への協力その他受注者の責めに帰すことができない事由により履行期間内に本契約に基づく業務を完了（工事目的物の引渡しを含む。以下同じ。）することができないときは、その理由を明示した書面により、発注者に履行期間の延長変更を請求することができる。

2 発注者は、前項の規定による請求があった場合、履行期間の延長について受注者と協議して定める。発注者は、その履行期間の延長が発注者の責めに帰すべき事由による場合においては、契約金額の変更又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用の負担及びその損害の賠償

について受注者と協議して定める。

第20条 （発注者の請求による履行期間の短縮等）

発注者は、特別の理由により履行期間を短縮する必要があるときは、履行期間の短縮変更を受注者に請求することができる。

2 発注者は、本契約のほかの条項の規定により履行期間を延長すべき場合において、特別の理由があるときは、延長する履行期間について、通常必要とされる履行期間に満たない履行期間への変更を請求することができる。

3 発注者は、前 2 項の場合において、契約金額の変更又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用の負担及びその損害の賠償について受注者と協議して定める。

第21条 （履行期間の変更方法）

本契約に基づく履行期間の変更については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から 14 日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、発注者が履行期間の変更事由が生じた日（第 19 条の場合にあっては発注者が履行期間変更の請求を受けた日、前条の場合にあっては受注者が履行期間変更の請求を受けた日）から 7 日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

第22条 （契約金額の変更方法等）

契約金額の変更については、発注者と受注者が協議して定める。ただし、協議開始の日から 14 日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、契約金額の変更事由が生じた日から 7 日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

3 本契約の規定により、受注者が増加費用を必要とした場合又は損害を受けた場合に発注者が負担する必要な費用の額については、発注者と受注者が協議して定める。ただし、受注者の責めに帰すべき事由により受注者が増加費用を必要とした場合若しくは損害を受けた場合又は受注者が増加費用又は損害の発生を防止する努力を怠った場合においては、この限りでない。また、不可抗力に基づく場合の増加費用又は損害の負担は、基本契約別紙 4 に準じるものとし、法令変更に基づく場合の増加費用又は損害の負担は、基本契約別紙 5 に準じるものとする。

第23条 （契約金額の変更等に代える設計図書又は基本契約等の変更）

発注者は、第 15 条から第 17 条まで、第 19 条、第 20 条、第 24 条、第 27 条、第 31 条、第 39 条、第 42 条、第 43 条の規定により契約金額を増額すべき場合又は費用を負担すべき場合において、特別の理由があるときは、契約金額の増額又は負担額の全部又は一部に代えて設計図書（第 29 条で定義する。以下、本条において同じ。）を受注者に指示して変更させ又は選定事業者との間で基本契約等を変更することができる。この場合において、設計図書又は基本契約等の変更内容は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から 14 日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知しなければならない。ただし、発注者が契約金額を増額すべき事由又は費用を負担すべき事由が生じ

た日から 7 日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

第24条 （臨機の措置）

受注者は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。この場合において、必要があると認めるときは、受注者は、あらかじめ発注者又は監督員の意見を聴かなければならない。ただし、緊急やむを得ない事情があるときは、この限りでない。

2 前項の場合においては、受注者は、そのとった措置の内容を発注者又は監督員に直ちに通知しなければならない。

3 発注者又は監督員は、災害防止その他工事の施工上特に必要があると認めるときは、受注者に対して臨機の措置をとることを請求することができる。

4 受注者が第 1 項又は前項の規定により臨機の措置をとった場合において、当該措置に要した費用のうち、受注者が契約金額の範囲において負担することが適当でないと認められる部分については、発注者が負担する。

第25条 （一般的損害）

本契約に基づく受注者の業務の完了前に、設計業務の成果物、工事目的物又は工事材料について生じた損害その他本契約に基づく業務の履行に当たり生じた損害（次条第 1 項又は第 27 条第 1 項に規定する損害を除く。）については、受注者がその費用を負担する。ただし、その損害（第 38 条第 1 項の規定により付された保険等によりてん補された部分を除く。）のうち発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者が負担する。

第26条 （第三者に及ぼした損害）

本契約に基づく業務の履行に当たり第三者に損害を及ぼしたときは、受注者がその損害を賠償しなければならない。ただし、その損害（第 38 条第 1 項の規定により付された保険等によりてん補された部分を除く。以下この条において同じ。）のうち発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者が負担する。

2 前項の場合その他本契約に基づく業務の履行に当たり第三者との間に紛争を生じた場合においては、発注者及び受注者は協力してその処理解決に当たるものとする。

第27条 （不可抗力による損害）

工事目的物の引渡し前に、天災等（基本契約等又は設計図書（第 29 条で定義する。）で基準を定めたものにあっては、当該基準を超えるものに限る。）の発注者と受注者のいずれの責めにも帰すことができないもの（以下この条において「不可抗力」という。）により、本契約に基づく受注者の業務のうち既に業務を完了した部分（以下「既履行部分」という。）、工事目的物、仮設物又は工事現場に搬入済みの工事材料若しくは建設機械器具に損害が生じたときは、受注者は、その事実の発生後直ちにその状況を発注者に通知しなければならない。

2 発注者は、前項の規定による通知を受けたときは、直ちに調査を行い、同項の損害（受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことに基づくもの及び第 38 条第 1 項の規定により付された保険等によりてん補された部分を除く。以下この条において「損害」という。）の状況を確認し、その結果を受注者に通知しなければならない。

3 受注者は、前項の規定により損害の状況が確認されたときは、損害による費用の負担を発注

者に請求することができる。この場合の損害は、損害の額（既履行部分又は工事目的物、仮設物若しくは工事現場に搬入済みの工事材料若しくは建設機械器具であって第 36 条第 2 項、第 37 条第 1 項若しくは第 2 項又は第 54 条第 3 項の規定による検査、立会いその他受注者の工事に関する記録等により確認することができるものに係る額に限る。以下本条において同じ。）及び当該損害の取片付けに要する費用の額の合計額をいう。

4 発注者は、前項の規定により受注者から損害による費用の負担の請求があったときは、発注者が負担する必要な費用の額について、受注者と協議して定めるものとする。

5 損害の額は、次の各号に掲げる損害につき、それぞれ当該各号に定めるところにより、算定する。

(1) 既履行部分に関する損害

損害を受けた既履行部分に相応する契約金額とし、残存価値がある場合にはその評価額を差し引いた額とする。

(2) 工事目的物に関する損害

損害を受けた工事目的物に相応する契約金額とし、残存価値がある場合にはその評価額を差し引いた額とする。

(3) 工事材料に関する損害

損害を受けた工事材料で通常妥当と認められるものに相応する契約金額とし、残存価値がある場合にはその評価額を差し引いた額とする。

(4) 仮設物又は建設機械器具に関する損害

損害を受けた仮設物又は建設機械器具で通常妥当と認められるものについて、当該工事で償却することとしている償却費の額から損害を受けた時点における工事目的物に相応する償却費の額を差し引いた額とする。ただし、修繕によりその機能を回復することができ、かつ、修繕費の額が上記の額より少額であるものについては、その修繕費の額とする。

第 2 章　調査業務

第28条 （調査業務）

受注者は、基本契約等に基づき、工事に必要な調査（以下「調査業務」という。）を実施するものとする。

2 受注者は、前項に基づく調査業務の実施前に、調査業務の工程表その他の必要な書類を提出して発注者の確認を受け、また、前項に基づく調査業務の実施後に、調査報告書を提出して発注者の確認を受けるものとする。

3 受注者は、調査業務その他の本契約に基づく調査又はその調査結果に係る一切の責任及び費用並びに当該調査の不備及び誤り等から生じる一切の責任及び増加費用を負担するものとする。

4 受注者は、調査業務その他の本契約に基づく調査を行った結果、新たな事情が判明した場合（次項及び第 6 項の場合を除く。）、それによる増加費用を負担する。

5 受注者は、調査業務その他の本契約に基づく調査を行った結果、工事用地等にそれ以前になされた受注者による調査の結果若しくは基本契約等から合理的に予見できない土壌汚染、地中障害物及び埋蔵文化財の存在等が発見され、かつ、それによって受注者が本契約に基づく業務を履行することができない場合、又は受注者が本契約に基づく業務を履行するために著しい増

加費用が発生する場合には、その旨を直ちに発注者に通知しなければならない。

6 前項の場合において、履行期間の延長が避けられない場合、発注者は、受注者と協議の上、履行期間を延長することができる。また、前項の場合、発注者は、受注者に生じる増加費用のうち、必要な費用の負担について受注者と協議して定めるものとする。

第 3 章　設計業務

第29条 （設計業務）

受注者は、基本契約等に基づき、工事目的物の基本計画策定、基本設計及び実施設計（以下、工事目的物の基本計画策定業務、基本設計業務及び実施設計業務を「設計業務」という。）を実施するものとする。

2 発注者は、その意図する工事目的物の基本設計に係る設計図書（以下「基本設計図書」という。）及び実施設計に係る設計図書（以下「実施設計図書」という。これらを個別に又は総称して、以下「設計図書」という。）を完成させるため、設計業務に関する指示を受注者又は受注者の管理技術者（第 30 条第 1 項に規定する管理技術者をいう。以下この項において同じ。）に対して行うことができる。この場合において、受注者又は管理技術者は、当該指示に従い、設計業務を行わなければならない。

3 受注者は、本契約の締結後設計業務の着手の日までに当該設計業務の工程表を含む設計計画書その他の必要な書類を発注者に提出して、その承認を受けるものとする。

4 受注者は、設計業務を完了したときは、その旨を発注者に通知し、当該設計業務に係る設計図書を発注者に提出しなければならない。また、受注者は基本契約第 13 条に定めるところに従って、セルフモニタリングを実施の上要求水準確認報告書を発注者に提出し、発注者の確認を得なければならない。

5 発注者は、前項の通知を受けたときは、通知を受けた日から 10 日以内に設計業務の完了を確認するための検査を行うものとする。

6 前項の規定による検査の結果、提出された設計図書が、法令、本契約の規定、基本契約等に定める条件を満たさず、又は発注者及び受注者の協議において合意された内容に合致しない場合、発注者は、受注者に対し、相当の期間を定めて是正（受注者が既に当該設計図書に係る工事に着手している場合には、工事に関する必要な修補等を含む。）を求めることができる。

7 受注者は、前項の規定に基づき是正を求められた場合、受注者の負担において遅滞なく是正を行い、再検査を受けなければならない。この場合において、是正を要する事項が基本契約等の明示的な記載の不備又は発注者の指図により生じたときは、発注者は、当該是正に係る受注者の増加費用及び損害を発注者・受注者間で協議の上、合理的な範囲で負担するものとする。ただし、受注者が基本契約等の明示的な記載に不備があること又は発注者の指図が不適当であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

8 第 5 項及び第 6 項の規定は、前項に規定する再検査の場合に準用する。

9 受注者は、設計図書がこの条に定める検査（再検査を含む。）に合格したときは、遅滞なく当該設計図書を発注者に引き渡さなければならない。この場合において、受注者は、当該設計図書に係る引渡書を発注者に提出しなければならない。ただし、発注者が必要としない場合は、その提出を省略することができる。

第30条 （設計業務の管理技術者）

受注者は、設計業務の技術上の管理を行う管理技術者を定め、その氏名その他必要な事項及び設計業務の履行に係る人的体制を設計業務着手前に発注者に通知しなければならない。管理技術者を変更したときも、同様とする。

2 管理技術者は、発注者の監督又は指示に従い、受注者の設計業務に関する一切の事項を処理しなければならない。

3 第 1 項に定める管理技術者は、施工業務に係る主任技術者と同一の者であってはならない。

第31条 （設計図書、基本契約等の変更）

発注者は、基本契約第［12］条に従って要求水準書が変更されたとき、その他必要があると認めるときは、基本契約等又は設計図書の変更内容を受注者に通知して、基本契約等を変更し、又は設計図書を受注者に指示して変更させることができる。この場合において、発注者は、履行期間若しくは契約金額の変更又は受注者に損害を及ぼしたときは、必要な費用の負担及びその損害の賠償について受注者と協議して定める。

第 4 章　施工業務

第32条 （施工業務）

受注者は、基本契約等及び設計図書に基づき、本契約に定める工事目的物の施工業務（以下「施工業務」という。）を実施するものとする。

第33条 （工事の工程表等）

受注者は、受注者が第 29 条第 9 項に基づき設計図書に係る引渡書を提出した日から 7 日以内に、基本契約等及び設計図書に基づいて、総合施工計画書、工事全体工程表及び下請負人等届出書その他必要な書類を作成し、発注者に提出しなければならない。

2 受注者は、本契約の締結後速やかに工事等着手届を発注者に提出しなければならない。

3 第 1 項の工程表は、発注者及び受注者を拘束するものではない。

第34条 （工事用地の確保等）

発注者は、工事用地その他基本契約等又は設計図書において発注者が提供すべきものと定められた工事の施工上必要な用地（以下「工事用地等」という。）を受注者が工事の施工上必要とする日（基本契約等又は設計図書に特別の定めがあるときは、その定められた日）までに確保しなければならない。

2 受注者は、確保された工事用地等を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

3 工事の完成、基本契約等又は設計図書の変更等によって工事用地等が不用となった場合において、当該工事用地等に受注者が所有又は管理する工事材料、建設機械器具、仮設物その他の物件（下請負人等の所有又は管理するこれらの物件を含む。）があるときは、受注者は、当該物件を撤去するとともに、当該工事用地等を修復し、取り片付けて、発注者に明け渡さなければならない。

4 前項の場合において、受注者が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件を撤去せず、又は工事用地等の修復若しくは取片付けを行わないときは、発注者は、受注者に代わって当該物件を処分し、工事用地等の修復若しくは取片付けを行うことができる。この場合においては、受

注者は、発注者の処分又は修復若しくは取片付けについて異議を申し出ることができず、また、発注者の処分又は修復若しくは取片付けに要した費用を負担しなければならない。

5　第 3 項に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、発注者が受注者の意見を聴いて定める。

第35条 （現場代理人及び主任技術者等）

受注者は、基本契約等に定めるところにより、次の各号に掲げる者を定めて工事現場に設置し、その氏名その他必要な事項を発注者に通知しなければならない。これらの者を変更したときも同様とする。

(1)　現場代理人

(2)　主任技術者（建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 26 条第 2 項の規定に該当する場合にあっては監理技術者とし、監理技術者を使用する場合において、同条第 3 項ただし書きの規定を使用し監理技術者が兼務する場合は監理技術者補佐を使用するものとし、 同条第 3 項の規定に該当する場合にあっては専任の主任技術者又は監理技術者とし、同条第 4 項の規定に該当する場合にあっては監理技術者資格者証の交付を受けた専任の監理技術者とする。以下同じ。）

(3)　専門技術者（建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 26 条の 2 に規定する技術者をいう、以下同じ）

2 現場代理人は、本契約の履行に関し、工事現場に常駐し、その運営、取締りを行うほか、契約金額の変更、契約金額の請求及び受領、第 54 条第 1 項の請求の受理、同条第 3 項の決定及び通知並びに本契約の解除に係る権限を除き、本契約に基づく工事に関する受注者の一切の権限を行使することができる。

3 発注者は、前項の規定にかかわらず、現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がなく、かつ、発注者との連絡体制が確保されると認めた場合には、現場代理人について工事現場における常駐を要しないこととすることができる。

4 受注者は、第 2 項の規定にかかわらず、自己の有する権限のうち現場代理人に委任せず自ら行使しようとするものがあるときは、あらかじめ、当該権限の内容を発注者に通知しなければならない。

5 現場代理人、主任技術者、専門技術者、及び総括管理業務責任者等は、これを兼ねることができる。

第36条 （工事材料の品質及び検査等）

工事材料の品質については、基本契約等又は設計図書に定めるところによる。基本契約等又は設計図書にその品質が明示されていない場合にあっては、中等以上の品質を有するものとする。

2 受注者は、基本契約等又は設計図書において発注者又は監督員の検査（確認を含む。以下この条において同じ。）を受けて使用すべきものと指定された工事材料については、当該検査に合格したものを使用しなければならない。この場合において、当該検査に直接要する費用は、受注者の負担とする。

3 発注者又は監督員は、受注者から前項の検査を請求されたときは、請求を受けた日から 7 日以内に応じなければならない。

4 受注者は、工事現場内に搬入した工事材料を発注者又は監督員の承諾を受けないで工事現場外に搬出してはならない。

5 受注者は、前項の規定にかかわらず、第 2 項の検査の結果不合格と決定された工事材料については、当該決定を受けた日から 7 日以内に工事現場外に搬出しなければならない。

第37条 （発注者又は監督員の立会い及び工事記録の整備等）

受注者は、基本契約等又は設計図書において発注者又は監督員の立会いの上調合し、又は調合について見本検査を受けるものと指定された工事材料については、当該立会いを受けて調合し、又は当該見本検査に合格したものを使用しなければならない。

2 受注者は、基本契約等又は設計図書において発注者又は監督員の立会いの上施工するものと指定された工事については、当該立会いを受けて施工しなければならない。

3 受注者は、前 2 項に規定するほか、発注者又は監督員が特に必要があると認め基本契約等又は設計図書において見本又は工事写真等の記録を整備すべきものと指定した工事材料の調合又は工事の施工をするときは、基本契約等又は設計図書に定めるところにより、当該見本又は工事写真等の記録を整備し、発注者又は監督員の請求があったときは、当該請求を受けた日から 7 日以内に提出しなければならない。

4 発注者又は監督員は、受注者から第 1 項又は第 2 項の立会い又は見本検査を請求されたときは、当該請求を受けた日から 7 日以内に応じなければならない。

5 前項の場合において、発注者又は監督員が正当な理由なく受注者の請求に 7 日以内に応じないため、その後の工程に支障をきたすときは、受注者は、発注者又は監督員に通知した上、当該立会い又は見本検査を受けることなく、工事材料を調合して使用し、又は工事を施工することができる。この場合において、受注者は、当該工事材料の調合又は当該工事の施工を適切に行ったことを証する見本又は工事写真等の記録を整備し、発注者又は監督員の請求があったときは、当該請求を受けた日から 7 日以内に提出しなければならない。

6 第 1 項、第 3 項又は前項の場合において、見本検査又は見本若しくは工事写真等の記録の整備に直接要する費用は、受注者の負担とする。

第38条 （火災保険等）

受注者は、工事目的物及び工事材料（支給品を含む。以下この条において同じ。）等を基本契約等及び設計図書に定めるところにより火災保険、建設工事保険その他の保険（これに準ずるものを含む。以下この条において同じ。）に付さなければならない。

2 受注者は、前項の規定により保険契約を締結したときは、その証券又はこれに代わるものを直ちに発注者に提示しなければならない。

3 受注者は、工事目的物及び工事材料等を第 1 項の規定による保険以外の保険に付したときは、直ちにその旨を発注者に通知しなければならない。

第39条 （基本契約等又は設計図書不適合の場合の改造義務及び破壊検査等）

受注者は、工事の施工部分が基本契約等又は設計図書に適合しない場合において、発注者又は監督員がその改造を請求したときは、当該請求に従わなければならない。この場合において、当該不適合が発注者又は監督員の指示によるときその他発注者の責めに帰すべき事由によるときは、発注者は、履行期間若しくは契約金額の変更又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用の負担及びその損害の賠償について受注者と協議して定める。

2 発注者又は監督員は、受注者が第 36 条第 2 項又は第 37 条第 1 項から第 3 項までの規定に違反した場合において、必要があると認められるときは、工事の施工部分を破壊して検査することができる。

3 前項に規定するほか、発注者又は監督員は、工事の施工部分が基本契約等又は設計図書に適合しないと認められる相当の理由がある場合において、必要があると認められるときは、当該相当の理由を受注者に通知して、工事の施工部分を最小限度破壊して検査することができる。
4 前 2 項の場合において、検査及び復旧に直接要する費用は受注者の負担とする。

第40条 （検査及び引渡し[i]）

受注者は、施工業務が完了したときは、それぞれその旨を発注者に通知しなければならない。また、受注者は基本契約第 13 条に定めるところに従って、セルフモニタリングを実施の上要求水準確認報告書を発注者に提出し、発注者の確認を得なければならない。
2 発注者又は発注者が検査を行う者として定めた職員（以下この条において「検査員」という。）は、前項の規定による通知を受けたときは、通知を受けた日から 14 日以内に受注者の立会いの上（ただし、受注者が立ち会わないときは、発注者のみで）、基本契約等又は設計図書に定めるところにより、当該工事の完成を確認するための検査を完了し、また基本契約[第 13 条]に定めるところに従ってモニタリングを実施し、当該検査及び確認の結果を受注者に通知しなければならない。この場合において、発注者又は検査員は、必要があると認められるときは、その理由を受注者に通知して、当該工事に係る工事目的物を最小限度破壊して検査することができる。
3 前項の場合において、検査又は復旧に直接要する費用は、受注者の負担とする。
4 第 2 項の規定による検査に合格した時をもって、当該検査に係る工事目的物が発注者に引き渡され、当該工事目的物（工事の完成まで所有権が発注者以外に帰属するものに限る。）の所有権が発注者に移転するものとし、受注者は、発注者に対し、施工業務の完了時にそれぞれ業務完了届を提出しなければならない。
5 受注者は、工事が第 2 項の検査に合格しないときは、直ちに修補して発注者又は検査員の検査を受けなければならない。この場合においては、修補の完了を工事の完成とみなして前 4 項の規定を適用する。

第41条 （部分使用）

発注者は、第 29 条第 9 項又は第 40 条第 4 項の規定による引渡し前においても、当該設計業務の成果物及び当該工事に係る工事目的物の全部又は一部を受注者の承諾を得て使用することができる。
2 前項の場合においては、発注者は、その使用部分を善良な管理者の注意をもって使用しなければならない。
3 発注者は、発注者の責めに帰すべき事由により、第 1 項の規定により設計業務の成果物及び工事目的物の全部又は一部を使用したことによって受注者又は第三者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担し、その損害を賠償しなければならない。

第42条 （契約不適合責任）

発注者は、本契約に基づく受注者の業務の成果物又は工事目的物が種類又は品質に関して基本契約等及び本契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）であるときは、受注者に対して当該成果物又は当該工事目的物の修補若しくは代替物の引渡しによる履行の追完を請求することができる。ただし、その履行の追完に過分の費用を要するときは、発注者は、

i 発注者が工事の完成に先立って引渡しを受けるべきことを指定した工事目的物の一部の引渡し（部分引渡し）に関する事項は、発注者及び受注者の協議に基づいて別途定めるものとする。

履行の追完を請求することができない。

2 前項の場合において、受注者は、発注者に不相当な負担を課するものでないときは、発注者が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。

3 第 1 項の場合において、発注者が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、発注者は、その不適合の程度に応じて契約金額の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに契約金額の減額を請求することができる。

(1)　履行の追完が不能であるとき。

(2)　受注者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。

(3)　本契約に基づく受注者の業務の成果物若しくは工事目的物の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ本契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。

(4)　前 3 号に掲げる場合のほか、発注者がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

第43条 （契約不適合責任期間等）

発注者は、引き渡された本契約に基づく受注者の業務の成果物又は工事目的物に関し、第 40 条第 4 項の規定による引渡し（本契約に基づく受注者の業務の成果物及び工事目的物のすべての引渡しが完了することを意味し、以下この条において単に「引渡し」という。）を受けた日から 2 年以内でなければ、契約不適合を理由とした履行の追完の請求、損害賠償の請求、契約金額の減額の請求又は契約の解除（以下この条において「請求等」という。）をすることができない。

2 前項の請求等は、具体的な契約不適合の内容、請求する損害額の算定の根拠等当該請求等の根拠を示して、受注者の契約不適合責任を問う意思を明確に告げることで行う。

3 発注者が第 1 項に規定する契約不適合に係る請求等が可能な期間（以下この項及び第 6 項において「契約不適合責任期間」という。）のうちに契約不適合を知り、その旨を受注者に通知した場合において、発注者が通知から 1 年が経過する日までに前項に規定する方法による請求等をしたときは、契約不適合責任期間の内に請求等をしたものとみなす。

4 発注者は、第 1 項の請求等を行ったときは、当該請求等の根拠となる契約不適合に関し、民法の消滅時効の範囲で、当該請求等以外に必要と認められる請求等をすることができる。

5 前各項の規定は、契約不適合が受注者の故意又は重大な過失により生じたものであるときには適用せず、契約不適合に関する受注者の責任については、民法の定めるところによる。

6 民法第 637 条第 1 項の規定は、契約不適合責任期間については適用しない。

7 発注者は、本契約に基づく受注者の業務の成果物又は工事目的物の引渡しの際に契約不適合があることを知ったときは、第 1 項の規定にかかわらず、その旨を直ちに受注者に通知しなければ、当該契約不適合に関する請求等をすることはできない。ただし、受注者がその契約不適合があることを知っていたときは、この限りでない。

8 引き渡された本契約に基づく受注者の業務の成果物及び工事目的物の契約不適合が支給品の性質又は発注者若しくは監督員の指図により生じたものであるときは、発注者は当該契約不適合を理由として、請求等をすることができない。ただし、受注者がその材料又は指図の不適当であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

第 5 章　工事監理業務

第44条（工事監理業務）

受注者は、基本契約等に基づき、日本国の法令を遵守し、工事に係る監理業務（以下「工事監理業務」という。）を実施するものとする。

2 発注者は、その意図する工事監理業務を完了させるため、工事監理業務に関する指示を受注者又は受注者の管理技術者（第 46 条第 1 項に規定する管理技術者をいう。以下この項において同じ。）に対して行うことができる。この場合において、受注者又は管理技術者は、当該指示に従い、工事監理業務を行わなければならない。

3 受注者は、基本契約等に特別の定めがある場合又は前項の指示若しくは発注者と受注者との合意がある場合を除き、工事監理業務を完了するために必要な一切の手段をその責任において定めるものとする。

第45条（工事監理業務に関する業務計画書の提出）

受注者は、受注者が第 29 条第 9 項に定める設計図書に係る引渡書を提出した日から 14 日以内に基本契約等に基づいて工事監理業務に関する業務計画書を作成し、発注者に提出しなければならない。

2 発注者は、必要があると認めるときは、前項の業務計画書を受理した日から 7 日以内に、受注者に対してその修正を請求することができる。

3 本契約のほかの条項の規定により履行期間又は基本契約等が変更された場合において、発注者は、必要があると認めるときは、受注者に対して工事監理業務に関する業務計画書の再提出を請求することができる。この場合において第 1 項中「受注者が第 29 条第 9 項に定める設計図書に係る引渡書を提出した日から」とあるのは「発注者が業務計画書の再提出の請求をした日から」と読み替えて、前 2 項の規定を準用する。

4 第 1 項（第 3 項において読み替えて準用する場合を含む。）の業務計画書は、発注者及び受注者を拘束するものではない。

第46条（工事監理業務の管理技術者）

受注者は、工事監理業務の技術上の管理を行う管理技術者を定め、その氏名その他必要な事項を発注者に通知しなければならない。管理技術者を変更したときも、同様とする。

2 前項に定める管理技術者は、施工業務に係る主任技術者と同一の者であってはならない。

第47条（工事関係者等に関する措置請求）

発注者又は監督員は、設計業務の管理技術者、工事監理業務の管理技術者、受注者の使用人、第 6 条の規定により受注者から本契約に基づく受注者の業務を委任され若しくは請け負った者、現場代理人、主任技術者又は統括管理業務責任者等がその職務（主任技術者又は専門技術者と兼任する現場代理人又は統括管理業務責任者等にあっては、それらの者の職務を含む。）の執行につき著しく不適当と認められるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

2 受注者は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求を受けた日から 10 日以内に発注者に通知しなければならない。

3 受注者は、監督員がその職務の執行につき著しく不適当と認められるときは、発注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

4 発注者は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果につき請求を受けた日から 10 日以内に受注者に通知しなければならない。

第 6 章　関連業務

第48条 （関連業務）

受注者は、基本契約等に基づき、調査業務、設計業務、施工業務及び工事監理業務の実施に必要なこれら以外のその他の業務（近隣対応、その他業務を実施する上で必要な関連業務等を含み、以下「関連業務」という。）を実施するものとする。

2 受注者は、関連業務の完了時に発注者に対して業務完了届を提出するものとする。

第49条 （近隣対応）

受注者は、本契約に基づく業務の履行に先立ち、関係法令に基づき、自らの責任と費用負担において、工事用地等の近隣の住民及び就業者（以下「近隣住民等」という。）に対し、本契約に基づく業務の履行期間や工程等を十分に説明しなければならない。

2 受注者は、本契約に基づく業務の履行により発生する騒音、振動、排水、臭気、塵埃等により、近隣住民等に対する悪影響等が生じないよう十分配慮しなければならず、近隣住民等との間で紛争が生じた場合、誠意をもって解決にあたり、本契約に基づく業務の円滑な進捗に努めなければならない。

3 受注者は、本契約に基づく業務の履行により（騒音、振動、排水、臭気、塵埃等による場合を含むがこれに限られない。以下この条において同じ。）近隣住民等に損害を与えるおそれがある場合、調査の結果等に基づき、自らの責任と費用負担において、必要な時期に適切な対策を講じなければならない。

4 受注者は、本契約に基づく業務の履行により近隣住民等に損害を与えた場合、自らの責任と費用負担において、賠償等を行わなければならない。

5 受注者は、本契約に基づく業務の履行により公共施設を損傷した場合、補修方法等について発注者の事前承認を得た上で、補修等を行わなければならない。

6 発注者は、基本契約等において発注者が設定した条件に対する近隣住民等の要望活動、反対運動又は訴訟等に起因して受注者に増加費用が生じる場合は、当該増加費用を合理的な範囲内において負担しなければならず、当該増加費用の負担額及び支払方法について受注者との協議により決定する。

第 7 章　契約金額の支払

第50条 （契約金額の支払）

本事業に係る対価は、本契約における契約金額とする。

2 発注者は、本事業に係る対価について、本契約、別紙 2 及び別紙 3 に基づき支払うものとする。

3 発注者がその責めに帰すべき事由により第 29 条第 5 項及び第 40 条第 2 項の期間内に検査をしないときは、その期限を経過した日から検査をした日までの期間の日数は、同項の期間（以下この項において「約定期間」という。）の日数から差し引くものとする。この場合において、

その遅延日数が約定期間の日数を超えるときは、約定期間は、遅延日数が約定期間の日数を超えた日において満了したものとみなす。

第51条 （前金払及び中間前金払）

受注者は、保証事業会社と、契約書記載の工事完成の時期を保証期限とする公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和 27 年法律第 184 号）第 2 条第 5 項に規定する保証契約（以下「保証契約」という。）を締結し、その保証証書を発注者に寄託して、別紙 2 第 1 記載の内訳のうち設計業務に対応する契約金額の 10 分の 3 以内、施工業務に対応する契約金額の 10 分の 4 以内の前払金の支払を前払金請求書により発注者に請求することができる。

2 受注者は、前項の規定による保証証書の寄託に代えて、電磁的方法であって、当該保証契約の相手方たる保証事業会社が定め、発注者が認めた措置を講ずることができる。この場合において、受注者は、当該保証証書を寄託したものとみなす。

3 発注者は、第 1 項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から 14 日以内に前払金を支払わなければならない。

4 受注者は、第 1 項の規定による前払金の支払を受けた後、保証事業会社と中間前払金に関し、契約書記載の工事完成の時期を保証期限とする保証契約を締結し、その保証証書を発注者に寄託して、別紙 2 第 1 記載の内訳のうち施工業務に対応する契約金額の 10 分の 2 以内の中間前払金の支払を発注者に請求することができる。この場合においては、前二項の規定を準用する。

5 受注者は、前項の中間前払金の支払を請求しようとするときは、あらかじめ、発注者又は発注者の指定する者の中間前金払に係る認定を受けなければならない。この場合において、発注者又は発注者の指定する者は、受注者の請求があったときは、直ちに認定を行い、当該認定の結果を受注者に通知しなければならない。

6 受注者は、契約金額が著しく増額された場合においては、増額の内訳に応じて、その増額後の別紙 2 第 1 に記載の内訳のうち、設計業務に対応する契約金額の 10 分の 3 又は施工業務に対応する契約金額の 10 分の 4（第 4 項の規定により中間前払金の支払を受けているときは 10 分の 6）から受領済みの前払金額（中間前払金の支払を受けているときは、中間前払金額を含む。以下同じ。）を差し引いた額に相当する額の範囲内で前払金（中間前払金の支払を受けているときは、中間前払金を含む。以下第 53 条までにおいて同じ。）の支払を請求することができる。この場合においては、第 3 項の規定を準用する。

7 受注者は、契約金額が著しく減額された場合において、減額の内訳に応じて、受領済みの前払金額が減額後の別紙 2 第 1 に記載の内訳のうち、設計業務に対応する契約金額の 10 分の 4 又は施工業務に対応する契約金額の 10 分の 5（第 4 項の規定により中間前払金の支払を受けているときは 10 分の 6）を超えるときは、受注者は、契約金額が減額された日から 30 日以内にその超過額を返還しなければならない。ただし、本項の期間内に第 54 条又は第 57 条の規定による支払をしようとするときは、発注者は、その支払額の中からその超過額を控除することができる。

8 前項の期間内で前払金の超過額を返還する前に更に契約金額を増額した場合において、増額後の契約金額が減額前の契約金額以上の額であるときは、受注者は、その超過額を返還しないものとし、増額後の契約金額が減額前の契約金額未満の額であるときは、受注者は、増額の内訳に応じて、受領済みの前払金の額からその増額後の別紙 2 第 1 に記載の内訳のうち、調査業務及び設計業務に対応する契約金額の 10 分の 4 又は契約金額の 10 分の 5（第 4 項の規定により中間前払金の支払を受けているときは 10 分の 6）の額を差し引いた額を返還しなければならない。

9 発注者は、受注者が第 7 項の期間内に超過額を返還しなかったときは、その未返還額につき、同項の期間を経過した日から返還をする日までの期間について、その日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和 24 年法律第 256 号）第 8 条第 1 項の規定に基づく、政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率（以下、「遅延利息率」という。）を乗じて計算した額の遅延利息の支払を請求することができる。

第52条 （保証契約の変更）

受注者は、前条第 6 項の規定により受領済みの前払金に追加してさらに前払金の支払を請求する場合には、あらかじめ、保証契約を変更し、変更後の保証証書を発注者に寄託しなければならない。

2 受注者は、前項に定める場合のほか、契約金額が減額された場合において、保証契約を変更したときは、変更後の保証証書を直ちに発注者に寄託しなければならない。

3 受注者は、第 1 項又は第 2 項の規定による保証証書の寄託に代えて、電磁的方法であって、当該保証契約の相手方たる保証事業会社が定め、発注者が認めた措置を講ずることができる。この場合において、受注者は、当該保証証書を寄託したものとみなす。

4 受注者は、前払金額の変更を伴わない履行期間の変更が行われた場合には、発注者に代わりその旨を保証事業会社に直ちに通知するものとする。

第53条 （前払金の使用）

受注者は、前払金を設計業務の材料費、労務費、外注費、機械購入費（この業務に おいて償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、支払運賃及び保証料に相当する額又は、施工業務の材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費（この工事において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費、労働者災害補償保険料及び保証料に相当する額として必要な経費以外の支払に充当してはならない。

第54条 （部分払）

受注者は、本契約に基づく受注者の業務の既履行部分、出来形部分並びに工事現場に搬入済みの工事材料及び部分払の対象となる製造工場等にある工場製品（第 36 条第 2 項の規定により発注者又は監督員の検査を要するものにあっては当該検査に合格したもの、発注者又は監督員の検査を要しないものにあっては基本契約等で部分払の対象とすることを指定したものに限る。以下、本条において同じ。）に相応する対価（以下「契約金額相当額」という。）の 10 分の 9 以内の額について、次項から第 7 項までに定めるところにより、部分払を請求することができる。

2 受注者は、部分払を請求しようとするときは、あらかじめ、当該請求に係る既履行部分、出来形部分又は工事現場に搬入済みの工事材料若しくは部分払の対象となる製造工場等にある工場製品の確認を発注者に請求しなければならない。

3 発注者は、前項の場合において、当該請求を受けた日から 14 日以内に、受注者の立会いの上、基本契約等又は設計図書に定めるところにより、同項の確認をするための検査を行い、当該確認の結果を受注者に通知しなければならない。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは、その理由を受注者に通知して、出来形部分を最小限度破壊して検査することができる。

4 前項の場合において、検査又は復旧に直接要する費用は、受注者の負担とする。

5 受注者は、第 3 項の規定による確認があったときは、部分払を請求することができる。この場合においては、発注者は、当該請求を受けた日から 14 日以内に部分払金を支払わなければならない。

6 部分払金の額は、次の式により算定する。この場合において、第１項の契約金額相当額は、発注者と受注者が協議して定める。ただし、発注者が第 3 項の通知にあわせて第 1 項の契約金額相当額の協議を申し出た日から 14 日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

部分払金の額≦第 1 項の契約金額相当額×（9／10－前払金額／請負代金額）

7 第 5 項の規定により部分払金の支払いがあった後、再度部分払の請求をする場合においては、第 1 項及び前項中「契約金額相当額」とあるのは「契約金額相当額から既に部分払の対象となった契約金額相当額を控除した額」とするものとする。

第55条 （債務負担行為に係る契約の特則）

発注者は、債務負担行為に係る契約において、予算上の都合その他の必要があるときは､各会計年度にわたる請負代金の支払の限度額（以下「支払限度額」という。）及び支払限度額に対応する各会計年度の出来高予定額を契約書に定めることができる。

2 発注者は、予算上の都合その他の必要があるときは、第 1 項の支払限度額及び出来高予定額を変更することができる。

第56条 （債務負担行為に係る契約の前金払及び中間前払金の特則）

債務負担行為に係る契約の前金払及び中間前払金については、第 51 条中「契約書記載の工事完成の時期」とあるのは「契約書記載の工事完成の時期（最終の会計年度以外の会計年度にあっては、各会計年度末)」と、同条及び第 37 条中「契約金額」とあるのは「当該会計年度の出来高予定額（前会計年度末における第 54 条第 1 項の契約代金相当額（以下本条及び次条において「契約代金相当額」という。）が前会計年度までの出来高予定額を超えた場合において、当該会計年度の当初に部分払をしたときは、当該超過額を控除した額)」と読み替えて、これらの規定を準用する。ただし、この契約を締結した会計年度（以下「契約会計年度」という。）以外の会計年度においては、受注者は、予算の執行が可能となる時期以前に前払金及び中間前払金の支払を請求することはできない。

2 前項の規定にかかわらず、受注者がその工事を円滑に施工するために必要であり、かつ発注者が書面により相当と認める場合であって、契約会計年度に別紙 2 第 1 記載の内訳のうち設計業務に対応する契約金額の 10 分の 3 以内、施工業務に対応する契約金額の 10 分の 4 以内の前払金を支払う旨が設計図書に定められているときは、債務負担行為に係る契約の前金払及び中間前払金について、第 51 条及び第 52 条の規定を、読み替えることなくそのまま準用することができる。

3 第 1 項の場合において、契約会計年度について前払金及び中間前払金を支払わない旨が設計図書に定められているときには、同項の規定により準用される第 51 条第 1 項及び第 4 項の規定にかかわらず、受注者は、契約会計年度について前払金及び中間前払金の支払を請求することができない。

4 第 1 項の場合において、契約会計年度に翌会計年度分の前払金及び中間前払金を含めて支払う旨が設計図書に定められているときには、同項の規定により準用される第 51 第 1 項の規定にかかわらず、受注者は、契約会計年度に翌会計年度に支払うべき前払金相当分及び中間前払金相当分を含めて前払金及び中間前払金の支払を請求することができる。

5 第 1 項の場合において、前会計年度末における請負代金相当額が前会計年度までの出来高予定額に達しないときには、同項の規定により準用される第 51 第 1 項の規定にかかわらず、受注者は、請負代金相当額が前会計年度まで出来高予定額に達するまで当該会計年度の前払金及び中間前払金の支払を請求することができない。

6 第 1 項の場合において、前会計年度末における請負代金相当額が前会計年度までの出来高予定額に達しないときには、その額が当該出来高予定額に達するまで前払金及び中間前払金の保証期限を延長するものとする。この場合においては、第 52 条第 4 項の規定を準用する。

第57条 （債務負担行為に係る契約の部分払の特則）

債務負担行為に係る契約において、前会計年度末における請負代金相当額が前会計年度までの出来高予定額を超えた場合においては、受注者は、当該会計年度の当初に当該超過額（以下「出来高超過額」という。）について部分払を請求することができる。ただし、契約会計年度以外の会計年度においては、受注者は、予算の執行が可能となる時期以前に部分払の支払を請求することはできない。

2 この契約において、前払金及び中間前払金の支払を受けている場合の部分払金の額については、第 54 条第 6 項及び第 7 項の規定にかかわらず、次の式により算定する。

(1) 中間前払金を選択しない場合

部分払金の額≦契約金額相当額×9/10

－（前会計年度までの支払金額＋当該会計年度の部分払金額）－{契約金額相当額－（前年度までの出来高予定額＋出来高超過額）}

×当該会計年度前払金額／当該会計年度の出来高予定額

(2) 中間前払金を選択した場合

部分払金の額≦契約金額相当額×9/10

－前会計年度までの支払金額－（契約金額相当額―前年度までの出来高予定額）

×（当該会計年度前払金額＋当該会計年度中間前払金額）／当該会計年度の出来高予定額

第58条 （第三者による代理受領）

受注者は、発注者の承諾を得て契約金額の全部又は一部の受領につき、第三者を代理人とすることができる。

2 発注者は、前項の規定により受注者が第三者を代理人とした場合において、受注者の提出する支払請求書に当該第三者が受注者の代理人である旨の明記がなされているときは、当該第三者に対して第 50 条又は第 51 条の規定に基づく支払をしなければならない。

第59条 （前払金等の不払いに対する本契約に基づく業務の中止）

受注者は、発注者が第 50 条又は第 51 条の規定に基づく支払を遅延し、相当の期間を定めてその支払を請求したにもかかわらず支払をしないときは、本契約に基づく業務の全部又は一部の履行を一時中止することができる。この場合においては、受注者は、その理由を明示した書面により、直ちにその旨を発注者に通知しなければならない。

2 発注者は、前項の規定により受注者が本契約に基づく業務の履行を中止した場合、履行期間若しくは契約金額の変更又は受注者が工事の続行に備え工事現場を維持し、若しくは労働者、建設機械器具等を保持するための費用その他の本契約に基づく業務の履行の一時中止に伴う増加費用を必要とし、若しくは受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用の負担及びその損害の賠償について受注者と協議して定める。

第 8 章　解除及び損害賠償請求等

第60条（発注者の解除権）

発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは本契約を解除することができる。

(1)　正当な理由なく、本契約に基づく各業務に着手すべき期日を過ぎても各業務に着手しないとき。

(2)　履行期間内に完了しないとき又は履行期間経過後相当の期間内に本契約に基づく業務を完了する見込みがないと認められるとき。

(3)　第 30 条第 1 項、第 35 条第 1 項各号又は第 46 条第 1 項に掲げる者を設置しなかったとき。

(4)　正当な理由なく、第 42 条第 1 項の履行の追完がなされないとき。

(5)　前各号に掲げる場合のほか、本契約に違反したとき（基本契約別紙 2 の 2(2)イに規定される場合を含む。）。

2 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに本契約を解除することができる。

(1)　本契約の解除を申し出たとき。

(2)　第 3 条第 1 項の規定に違反して本契約により受注者に生ずる権利を譲渡したとき。

(3)　本契約に基づく受注者の業務の成果物又は工事目的物を完成することができないことが明らかであるとき。

(4)　引き渡された工事目的物に契約不適合がある場合において、その不適合が目的物を除却した上で再び建設するなど当該工事の全部について再施工しなければ、契約の目的を達成することができないものであるとき。

(5)　受注者が本契約に基づく受注者の業務の成果物又は工事目的物の完成の債務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。

(6)　本契約に基づく受注者の債務の一部の履行が不能である場合又は受注者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。

(7)　本契約に基づく受注者の業務の成果物又は工事目的物の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ本契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行をしないでその時期を経過したとき。

(8)　前各号に掲げる場合のほか、受注者がその債務の履行をせず、発注者が前項の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。

(9)　暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下この条において同じ。）又は暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下この条において同じ。）が経営に実質的に関与していると認められる者に本契約により受注者に生ずる権利を譲渡したとき。

(10)　受注者が次のいずれかに該当するとき。

イ　役員等（受注者が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者

を、受注者が法人である場合にはその役員、その支店又は常時建設工事の請負契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団又は暴力団員であると認められるとき。

ロ　役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められるとき。

ハ　役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

ニ　役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。

ホ　役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

ヘ　下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がイからホまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

ト　受注者が、イからホまでのいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（ヘに該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

(11)　本契約以外のいずれかの事業契約が締結に至らなかったとき。

(12)　本契約以外のいずれかの事業契約が解除その他理由の如何を問わず終了したとき。

第61条（発注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）

前条第 1 項各号及び第 2 項各号に定める場合が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者は、前条の規定による契約の解除をすることができない。

第62条（発注者の任意解除権）

発注者は、本契約に基づく業務が完了するまでの間は、必要があるときは、本契約を解除することができる。

2 前項の規定により本契約を解除したことにより受注者に損害を及ぼしたときは、発注者が負担する必要な費用の額について、発注者と受注者とが協議して定める。

第63条（解除に伴う措置）

発注者は、本契約が工事の完成前（基本契約等に定めるすべての工事が完成する前をいう。以下、この条及び次条において同じ。）に解除された場合においては、当該解除の時点における本契約に基づく受注者の業務の既履行部分及び工事目的物の出来形部分であって、発注者が引渡しを受ける必要があると認めた既履行部分及び出来形部分を検査の上、当該部分のうち当該検査に合格した部分（ただし、当該解除の時点における本契約に基づく受注者の設計業務及び工事監理業務の既履行部分については、当該検査に合格した部分に含まれるものとする。以下、本条において同じ。）及び部分払の対象となった工事材料の引渡しを受けるものとし、当該引渡しを受けたときは、当該引渡しを受けた既履行部分及び出来形部分に相応する契約金額を受注者に支払わなければならない。この場合において、受注者は、出来高部分について担保権、用役物権、賃借権等の負担のない完全な所有権を発注者に移転しなければならない。また、発注者は、必要があると認められるときは、その理由を受注者に通知して、出来形部分を

最小限度破壊して検査することができる。

2 前項の場合において、検査又は復旧に直接要する費用は、受注者の負担とする。

3 第 1 項の場合において、第 51 条の規定による前払金があったときは、当該前払金の額（第 54 条の規定による部分払をしているときは、その部分払において償却した前払金の額を控除した額）を第 1 項前段の既履行部分及び出来形部分に相応する契約金額から控除する。この場合において、受領済みの前払金額になお余剰があるときは、受注者は、解除が第 60 条又は次条第 3 項の規定によるときにあっては、その余剰額に前払金の支払の日から返還の日までの日数に応じ遅延利息率を乗じて計算した額の利息を付した額を、解除が第 62 条の規定によるときにあっては、その余剰額を発注者に返還しなければならない。

4 受注者は、本契約が工事の完成前に解除された場合において、支給品があるときは、第 1 項の出来形部分の検査に合格した部分に使用されているものを除き、発注者に返還しなければならない。この場合において、当該支給品が受注者の故意若しくは過失により滅失若しくはき損したとき又は出来形部分の検査に合格しなかった部分に使用されているときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。

5 受注者は、本契約が工事の完成前に解除された場合において、貸与品があるときは、当該貸与品を発注者に返還しなければならない。この場合において、当該貸与品が受注者の故意又は過失により滅失又はき損したときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。

6 受注者は、本契約が工事の完成前に解除された場合において、工事用地等に受注者が所有又は管理する工事材料、建設機械器具、仮設物その他の物件（下請負人等の所有又は管理するこれらの物件を含む。）があるときは、受注者は、当該物件を撤去するとともに、工事用地等を修復し、取り片付けて、発注者に明け渡さなければならない。

7 前項の場合において、受注者が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件を撤去せず、又は工事用地等の修復若しくは取片付けを行わないときは、発注者は、受注者に代わって当該物件を処分し、工事用地等を修復若しくは取片付けを行うことができる。この場合においては、受注者は、発注者の処分又は修復若しくは取片付けについて異議を申し出ることができず、また、発注者の処分又は修復若しくは取片付けに要した費用を負担しなければならない。

8 第 4 項前段及び第 5 項前段に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、本契約の解除が第 60 条又は次条第 3 項の規定によるときは発注者が定め、第 62 条の規定によるときは、受注者が発注者の意見を聴いて定めるものとし、第 4 項後段、第 5 項後段及び第 6 項に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、発注者が受注者の意見を聴いて定めるものとする。

9 工事の完成後（基本契約等に定めるすべての工事が完成した後をいう。以下、次条において同じ。）に本契約が解除された場合は、解除に伴い生じる事項の処理については発注者及び受注者が民法の規定に従って協議して決める。

第64条 （発注者の損害賠償請求等）

発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。

(1) 履行期間内に本契約に基づく業務を完了することができないとき。

(2) 本契約に基づく受注者の業務の成果物又は工事目的物に契約不適合があるとき。

(3) 第 60 条の規定により、工事の完成後に本契約が解除されたとき。

(4) 前各号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不

能であるとき。

2 次の各号のいずれかに該当するときは、前項の損害賠償に代えて、受注者は、契約金額の 10 分の 1 に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

(1)　第 60 条の規定により工事の完成前に本契約が解除されたとき。

(2)　工事の完成前に、受注者がその債務の履行を拒否し、又は受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となったとき。

3 次の各号に掲げる者が本契約を解除した場合は、前項第 2 号に該当する場合とみなす。

(1)　受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成 16 年法律第 75 号）の規定により選任された破産管財人

(2)　受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定により選任された管財人

(3)　受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定により選任された再生債務者等

4 第 1 項各号又は第 2 項各号に定める場合（前項の規定により第 2 項第 2 号に該当する場合とみなされる場合を除く。）が本契約及び取引上の社会通念に照らして受注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、第 1 項及び第 2 項の規定は適用しない。

5 第 1 項第 1 号に該当し、発注者が損害の賠償を請求する場合の請求額は、契約金額から部分引渡しを受けた部分に相応する契約金額を控除した額につき、遅延日数に応じ、遅延利息率を乗じて計算した額を請求することができるものとする。

6 第 2 項の場合（第 60 条第 9 号及び第 10 号の規定により、本契約が解除された場合を除く。）において、第 4 条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は、当該契約保証金又は担保をもって同項の違約金に充当することができる

第65条 （債権の相殺）

発注者は、受注者に対して有する金銭債権があるときは、受注者が発注者に対して有する契約金額に係る支払請求権及びその他の債権を相殺することができる。

2 前項の場合において、相殺して、なお不足があるときは、受注者は、発注者の指定する期間内に当該不足分を支払わなければならない。

3 第 1 項の場合において、充当する金銭債権の順序は発注者が指定する。

第66条 （受注者の損害賠償請求等）

受注者は、発注者が本契約に違反し、その違反によってこの契約の履行が不可能となったときは、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、その違反が本契約及び取引上の社会通念に照らして発注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りではない。

2 第 50 条の規定による契約金額の支払が遅れた場合においては、受注者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、遅延利息率を乗じて計算した額の遅延利息の支払を発注者に請求することができる。

第67条 （談合その他の不正行為の場合における賠償金）

受注者は、本契約に関して次の各号のいずれかに該当するときは、発注者に対し本契約及び本契約に係る変更契約による契約金額の 10 分の 1 に相当する額を発注者が指定する期間内に損害賠償金として支払わなければならない。本契約に基づく業務が完了した後においても、同様

とする。

(1)　公正取引委員会が、受注者に私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。）第 7 条第 1 項若しくは第 2 項（同第 8 条の 2 第 2 項及び同第 20 条第 2 項において準用する場合を含む。）、同第 8 条の 2 第 1 項若しくは第 3 項、同第 17 条の 2 又は同第 20 条第 1 項の規定による措置を命じ、当該措置命令が確定したとき。

(2)　公正取引委員会が、受注者に違反行為があったとして独占禁止法第 7 条の 2 第 1 項（同条第 2 項及び同第 8 条の 3 において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金の納付を命じ、当該課徴金納付命令が確定したとき。

(3)　受注者（受注者が法人の場合にあっては、その代表者又は役員、代理人、使用人その他の従業者）に対し、刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の 6 又は同第 198 条の規定による刑が確定したとき。

(4)　その他受注者が前 3 号の規定による違法な行為をしたことが明白となったとき。

2 本契約に関し、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当したときは、受注者は、発注者の請求に基づき、契約金額の 10 分の 1 に相当する額のほか、契約金額の 100 分の 5 に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

(1)　前項第 2 号に規定する確定した納付命令における課徴金について、独占禁止法第 7 条の 3 第 2 項又は第 3 項の規定の適用があるとき。

(2)　前項第 1 号に規定する納付命令若しくは排除措置命令又は同項第 3 号に規定する刑に係る確定判決において、受注者が違反行為の首謀者であることが明らかになったとき。

3 前 2 項の規定は、前項各号に定める事由により発注者に生じた損害の額が同項に規定する損害賠償金の額を超える場合において、その超過分につき発注者が受注者に賠償請求することを妨げるものではない。

4 受注者が共同企業体である場合は、第 1 項各号、第 2 項各号及び前項中「受注者」とあるのは、「代表企業若しくは構成企業のいずれか」と読み替えるものとする。

5 前項の場合において、受注者が解散されているときは、発注者は、受注者の代表企業であった者又は構成企業であった者に第 1 項の規定による損害賠償金の支払を請求することができる。この場合においては、受注者の代表企業であった者及び構成企業であった者は、共同連帯して第 1 項の額を発注者に支払わなければならない。 6　第 1 項及び第 2 項の規定に該当する場合においては、発注者は本契約を解除することができる。

第68条 （賠償金等の徴収）

受注者が本契約に基づく賠償金、損害金又は違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、発注者は、その支払わない額に発注者の指定する期間を経過した日から支払の日までの日数に応じ、遅延利息率を乗じて計算した利息を付した額と、発注者の支払うべき契約金額とを相殺し、なお不足があるときは追徴することができる。

2 前項の追徴をする場合には、発注者は、受注者から遅延日数につき遅延利息率を乗じて計算した額の延滞金を徴収することができる。

第 9 章　雑則

第69条 （あっせん又は調停）

本契約の各条項において発注者と受注者とが協議して定めるものにつき協議が整わなかったときに発注者が定めたものに受注者が不服がある場合その他本契約に関して発注者と受注者との間に紛争を生じた場合には、発注者及び受注者は、建設業法による兵庫県建設工事紛争審査会（以下次条において「審査会」という。）のあっせん又は調停によりその解決を図る。

2 前項の規定にかかわらず、現場代理人、主任技術者、専門技術者又は統括管理業務責任者等の職務の執行に関する紛争、その他受注者が工事を施工するために使用している下請負人等、労働者等の工事の施工又は管理に関する紛争及び発注者又は監督員の職務の執行に関する紛争については、第 47 条第 3 項の規定により受注者が決定を行った後若しくは同条第 5 項の規定により発注者が決定を行った後、又は発注者若しくは受注者が決定を行わずに同条第 3 項若しくは第 5 項の期間が経過した後でなければ、発注者及び受注者は、前項のあっせん又は調停を請求することができない。

第70条 （仲裁）

発注者及び受注者は、その一方又は双方が前条の審査会のあっせん又は調停により紛争を解決する見込みがないと認めたときは、同条の規定にかかわらず、仲裁合意書に基づき、審査会の仲裁に付し、その仲裁判断に服する。

第71条 （情報通信の技術を利用する方法）

本契約において書面により行わなければならないこととされている催告、請求、通知、報告、申出、承諾、解除及び指示は、建設業法その他法令に違反しない限りにおいて、電磁的方法を用いて行うことができる。ただし、当該方法は書面の交付に準ずるものでなければならない。

第72条 （補則）

本契約に定めのない事項又は本契約の解釈について疑義が生じたときは、法令等に定めるところに従うほか、発注者及び受注者が協議して定めるものとし、協議が調わない場合は、発注者の解釈によるものとする。

別紙 1　賃金又は物価の変動に基づく契約金額の変更に係る規定

（1）　対象となる費用

対象となる費用は、別紙 2（2）施工業務の費用とする。

（2）　変動の基準となる指標

基準となる指標は、原則として「建設物価」（一般財団法人建設物価調査会発行）の大阪の建築費指数における「事務所（S 造）」の工事原価（確定値）とする。ただし、受注者が S 造以外の構造を提案した場合は、当該提案の構造を適用するものとする。

（3）　変更方法

基本協定の締結月の指標値と基本協定の締結日から 12 か月後の応当月以降の指標値を比較し、1000 分の 15 を超える物価変動がある場合に発注者又は受注者は、賃金水準又は物価水準の変動に基づく契約金額の変更に応じなければならない。

契約金額の増減額は次の計算式に従って算出する。なお、千円未満は切り捨てとする。

【増額スライドの場合】

Ｓ＝Ａ｛(α－1）－15／1000｝

【減額スライドの場合】

Ｓ＝Ａ｛(1－α）－15／1000｝

Ｓ　：契約金額の増減額（消費税及び地方消費税を除く。）
Ａ　：別紙 2 に記載された施工業務に係る対価
α　：物価変動率
α＝｛(基本協定の締結日から 12 か月後の応当月以降の指標値）／（基本契約の締結月の指標値)｝

別紙２　契約金額の内訳（消費税及び地方消費税を含む。）

第１　契約金額の内訳表

１　本施設の施設整備費

費目	小計
(1)　設計業務	円
(2)　施工業務	円
(3)　工事監理業務	円
計	円

第２　各会計年度の出来高予定額

各会計年度の出来高予定額は、次のとおりとする。

2026 年度　　金　　円

内訳　●●業務　　金　　円

2027 年度　　金　　円

内訳　●●業務　　金　　円

2028 年度　　金　　円

内訳　●●業務　　金　　円

2029 年度　　金　　円

内訳　●●業務　　金　　円

別紙 3　覚書の書式

覚　書

「富岳 NEXT」のための新建屋設計・施工・維持管理事業に伴い、発注者と受注者とは、設計・施工一括請負契約を締結するにあたり、次のとおり覚書をとりかわす。

（総則）

第 1 条　設計・施工一括請負契約書に規定されているほか、契約金額の支払の条件、方法については、この覚書に定めるところによる。

（支払時期及び金額）

第 2 条　支払時期及び金額は、次表を基本として、発注者と受注者が協議の上、決定する。

支払時期	支払金額	条件等

（支払限度額）

第 3 条　各会計年度における支払限度額は、次のとおりとする。

2026 年度　　金●，●●●，●●●，●●●円
2027 年度　　金●，●●●，●●●，●●●円
2028 年度　　金●，●●●，●●●，●●●円
2029 年度　　金●，●●●，●●●，●●●円

2　発注者は、予算等の理由により前項の支払限度額を変更することができる。

（その他）

第 4 条　本覚書に定めのない事項については、発注者と受注者が協議して定める。

この覚書締結の証として、本書 2 通を作成し、発注者及び受注者が記名押印の上、各自その 1 通を保有する。

年　月　　日

発注者　埼玉県和光市広沢 2 番 1 号
国立研究開発法人理化学研究所
契約担当役
経理・調達本部
調達部長

受注者
（構成企業）
所在地
商号又は名称
代表者名